

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	八尾市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yao.osaka.jp/0000035279.html">http://www.city.yao.osaka.jp/0000035279.html</a>

執行機関名 八尾市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの	八尾市営住宅条例(平成9年八尾市条例第20号)による更新住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八尾市個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第5項 八尾市営住宅条例(平成9年八尾市条例第20号)による更新住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三五年五月一七日法律第八四号)第1条	八尾市営住宅条例(平成9年八尾市条例第20号)第3条の2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第3条の2 市営住宅、共同施設及び駐車場(以下この節及び第4章において「市営住宅等」という。)は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。
⑦独自利用事務の関連規範		八尾市営住宅条例(平成9年八尾市条例第20号) 八尾市営住宅条例施行規則(平成9年八尾市規則第29号)